

令和5年12月

法文学部合格者の保護者 殿

愛媛大学法文学部後援会

会長 上岡 尚文

謹 啓

初冬の候、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、御子息、御令嬢様には愛媛大学法文学部にめでたく合格の栄を勝ち取られましたことは、誠に喜びの感に堪えません。御本人はもとより皆様のお喜びはひとしおと、心からお祝い申し上げます。

さて、御子息、御令嬢は、今後、愛媛大学法文学部において修学研鑽されることとなりますが、大学においては、正課の大学教育とともに、課外におけるサークル活動、スポーツ、レクリエーション等を通じての豊かな人間性の育成並びに福利厚生、その他生活指導の多面的な教育指導、さらには学外におけるフィールド・ワーク（学外実習）等の実施や就職活動が必要なことは、今更申すまでもないことであります。

特に就職活動については、企業説明会や業界研究会の開催、また、3・4回生対象の就職ガイダンス・就職セミナーのみならず、1回生から受講できるキャリア関連授業を実施するなど、企業開拓や学生の就職指導に向けて、教育学生支援部就職支援課を中心に教職員の方々に一丸となって取り組んでもらっています。

しかしながら、制約された大学予算の内では、実施困難なものも多く、皆様の側面的な協力支援が必要であります。このため、私ども保護者による「愛媛大学法文学部後援会」が設立されており、在学生の保護者の方々にはすでに御入会いただいております。

後援会では、愛媛大学から皆様の氏名、住所、電話番号、大学が付与したメールアドレスなどの個人情報を提供いただき、後援会活動にかかわる情報等をお知らせいたします。

つきましては、この趣旨に御賛同いただき、本後援会に御入会くださいますようお願い申し上げます。なお、御入会後は、「愛媛大学法文学部後援会規約」第6条の規定にありますように、役員の方の委嘱について依頼させていただくことがあるかと存じますが、その際は、後援会運営のため、お力添えいただけますと幸いです。

また、出費多端の折とは存じますが、後援会費20,000円（4年間分）を入学手続書類に同封の銀行振込用紙により、令和5年12月末を目処に払い込んでくださいますよう、併せてお願い申し上げます。

謹 言

愛媛大学法文学部後援会規約

第1条 本会は、愛媛大学法文学部後援会と称し、事務局を愛媛大学法文学部内に置く。

第2条 本会は、法文学部の使命達成に必要な協力をすることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の教育・研究に対する援助
- (2) 学生の福利厚生に対する援助
- (3) 学生の就職に対する援助
- (4) 学生の課外活動に対する援助
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 法文学部所属学生の保護者
- (2) 特別会員 法文学部又は教育学生支援部に所属する教職員で会長が推薦した者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する者で会長が推薦した者

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 評議員 各学年の正会員から4名
- (4) 監査 2名
- (5) 理事 若干名

第6条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、正会員の中から総会において選出する。
- (2) 評議員及び監査は、正会員の中から会長が委嘱し、総会の了承を得る。
- (3) 理事は、特別会員の中から会長が委嘱し、総会の了承を得る。

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員を生じた場合は、前条の方法により補選する。

2 補選による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長をたすけ会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 評議員は、本会運営上の事項について審議する。

(4) 監査は、会計監査を行い、必要に応じ役員会に参加する。

(5) 理事は、役員会に参加し、会務を処理する。

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集してその議長となる。

2 総会は、毎年1回開催して会務を報告し、必要事項を審議する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

3 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催し、重要事項を審議する。

第10条 本会の事務を処理するため事務職員若干名を置く。

2 事務職員は特別会員の中から会長が委嘱し、本会の事務を処理する。

第11条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

2 正会員は、学生入学の際、会費を納入するものとする。

3 会費の額は、役員会の議を経て総会において決定するものとする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本規約を改正する場合は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規約は、昭和43年4月1日から適用する。

2 本規約適用の際、文理学部人文学科に在学する学生の父兄等は、本会の正会員とし、現に役員となっている者については、本規約により選出されたものとみなす。

附 則

本規約は、昭和44年8月23日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

本規約は、平成11年6月19日から施行する。

附 則

本規約は、平成20年6月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。